

PDF issue: 2025-07-11

川島武宜の転換 : 1951-1955年

高橋,裕

(Citation)

民主主義法学と研究者の使命: 広渡清吾先生古稀記念論文集:37-55

(Issue Date) 2015-12-30

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008898

※ この論文ファイルは印刷不可です。



大島和夫・楜澤能生・佐藤岩夫・白藤博行・吉村良一(編) 『広渡清吾先生古稀記念論文集 民主主義法学と研究者の使命』 2015年12月30日発行

川島武官の転換 37

川島武官の転換

----1951~1955 年

高橋 裕

1 はじめに

「たしかに、ヘーデマンの著作を編年史的に走り読みする時、かれにいくつかの「転換」が存在することは明確に、そして容易にみてとれる。……伝統的な法律学方法論=概念法学的法律実証主義を批判する自由法論的、改革的立場を明瞭に示していた……ヘーデマンが、ドイツ史上の大きな二つの政治的激動——ヴァイマル革命とナチス「革命」——を経過するなかで、自己の学問的立場をどのように維持し、どのように転換せしめたのか、がここでの問題である。その場合、かれのいくつかの「転換」を通底する、ヘーデマン自身の固有の論理は存在しないのかどうか。かれの「転換」は、政治的オポチュニズムとしてのみかたづけられてよいのか」——広渡清吾が20世紀ドイツ私法学史をめぐる重要なモノグラフにおいて同定したこの問題設定(広渡(1986):5)を、もし舞台を日本へ移して投影するならばどうなるか?川島武宜がその主役の一人として相応しいというのには、およそ異論があるまい。

そして、川島武宜が示した知的展開は、既に多くの論者によって、転換と一貫とが織りなすテクスチャとして描き出されてきている。すなわち、一方では概念法学からの離脱を図り40年以上に亘って方法の刷新を幾度も重ねた改革者として、他方では科学への獰猛なまでの希求を常に忘れなかった弛むことなき知識人として"。しかしそのように積み上げられてきた川島像を振り返ってみるとき、我々は次のことにも気づくのではないか――広渡がヘーデマンについて行なおうとした・その「仕事を内在的に追体験してみる」(広渡(1986):6)という作業が、川島についてはまだ十分には行なわれてい

ない、と。本稿は、そのような問題意識に導かれつつ、戦後日本の政治的・ 社会的激動期というべき或る時期に川島がどのようにその知的営為を展開し ていったかを、追体験的に検討しようとするものである。

注目する時期は 1951 年から 1955 年、すなわち「戦後改革の再編と戦後体制の構築が進んだ」画期というべき 1952 年を経て「戦後改革に新たな日本社会の発展を期待していた法社会学 [が]、形成されつつある体制の法的分析と批判という課題に直面せざるを得なくなった」時期 (利谷 (1997):38) である。そのとき川島はなにを考え、どのような研究を発表し、どのような行動を示し、そしてまた、なにを行なわなかったのか――それらを検討することが本稿の課題となる^{2/3/4})。

2 軌跡:1951~1955年

川島は 1950 年の暮れを病床で迎えた (高橋 (2014): 29)。そして、それからの5年間のうちの相当の部分は肺疾への加療によって占められることとな

¹⁾ 川島の法学を変化の相で捉えようとするものは多く(その比較的初期のものとして座談会 [1964] (1968):特に 97-99 参照)、特に時期区分を行なったうえでそれぞれの時期における性格 づけを行なおうとするものがその体系的な試みといえよう(たとえば座談会 (1992)。川島自身 によるものとしては [1971-1976] (1978): 303 以下があり、瀬川 (2010) がそれを敷衍する)。 他方、一貫性の相を指摘するものとして、松村 (1987) /六本 (1993): 36 / 淡路 (1992): 30-31 / 松村 (2010): 62 などを参照。

²⁾ 本稿は、1960年代のさまざまな試み(その代表として座談会 [1964] (1968) /特集 (1965) / 長谷川 (1976))を踏まえつつ近時再び急速に積み重ねられてきている「戦後法学」をめぐる 諸検討 (たとえば広渡 (2008) / 吉田 (2008) / 服部 (2012):194仟/出口 (2013) /出口 (2015)) への小さな補足という意味を持とう。また、筇者は先に、第二次世界大戦終結直後のおよそ5年間の川島武宜の知的営為の足跡を辿ろうとする論稿を公表しており (高橋 (2014)。以下では「前稿」と記す場合がある)、本稿はその続編という性格も持つ。川島における転換のあり方――「転換」があったといえるかも含め――を探索するためには川島の知的活動全体を鳥瞰することが必要であるはずだが、そのような作業にとっては徴視的な検討が基盤となるはずだ、という立場をとる点でも、前稿を引き継ぐ。

³⁾ 前稿公表に前後して、多くのかたから川島についてお話し、ご意見を伺う機会を得たことが、本稿執筆に際して参考になりかつ重要な精神的支柱となった。ここにそのかたがたのお名前を記して、謝意を表させていただきたい(敬称略):折原浩・田中茂樹・棚瀬孝雄・広渡清吾・松村良之・村山眞維・六本佳平。もちろん本稿の内容にかかる責任は全て筆者が負う。

る。そのこともかかわって不分明なところも多いのだが、以下の検討の事実 的前提として業績の公表状況を中心にしつつ可能な範囲で彼のその時期の活 動を追うならば、以下のようになる:

業績をみる限り、民法の体系的叙述をめざした著作の執筆 (1951e/ 1951f) と並んで、1950 年末から 1951 年にかけての川島の研究を貫く一つの 志向性は、家父長制的・身分階層制的社会構造のあり方およびそうした社会 構造のもとでみられる規範意識のあり方の探求である。すなわち、芸妓をめ ぐる法学的および社会学的検討の試み(1951a/1951b、前者は未完)・「日本人 の社会生活の基本法則であり、社会秩序の基本的要素 | であるとされる「義 理 | の社会学的分析の端緒(1951g、未完)・身分階層制的社会構造に伴う社 会現象および社会意識として把握された「立身出世」をめぐる検討 (1951h) など、がそれにあたる。婚姻関係をめぐる理論的検討の展開 (1951i) もこのような関心の反射的系として位置づけられよう⁵。さらに、後 述するように川島の法理論の変化を明確に示すモニュメンタルな「権利の体 系」(1951j) の公表も、また啓蒙的な志向性のものとしては彼の最初の単行 書である『法律は何のためにあるか』(1951c) の刊行60も、いずれもこの年 のことだった。

なお、川島についてのみならず日本の法社会学史について考えるうえで決

⁴⁾ 以下、本稿における文献の引照・引用の方法について記す:(a) 川島の業績の引照にあたっ ては、「川島」と記すことなしに当該文献の刊行年および引照先の頁のみを記すこととする(同 一年内に刊行されたものが複数ある場合にはさらにアルファベットを附記して弁別する)。(b) 川島の業績以外については一括して、編著者名の後に公表年および引照頁を続けるという通例の 引照方式に則る。(c) 引用にあたっては、送り仮名は改めないが、旧漢字は常用漢字に改め、漢 数字は適宜アラビア数字に改める。原文に附された圏点・原語は省略する。(d) 行論の関係 上、文意を変更しない範囲で引用文中の助詞や活用語尾を置き換えた場合があり(「が」を 「は」としたり、「であり」を「である」としたりするが如し)、その際には当該部分を角括弧で 括る。

⁵⁾ この文脈で1951年当時の川島の活動について盲及する論稿として斎藤(2007)があり、そこ で1986 不掲載の座談会(座談会(1951)) が発見されている(ただし、斎藤(2007): 234 が主 張する座談会(1951)と 1954c との関連については、斎藤の論述が圧縮されていることもあっ て、直ちには贅否を決しがたい)。

^{6) 1951} 年秋にはさらにラジオの連続講座も担当している (1951] 参照)。

して逸しえないのは、この年に穂積重遠と末弘厳太郎とが相次いで亡くなったという事実であろう(穂積の逝去は51年7月29日、末弘の逝去は同9月11日)。とりわけ末弘の死は、川島をして末弘の法理論および法学方法論の省察へと向かわせることとなり(1951k。関連して座談会(1952b)も参照)、おそらくはそれは川島のその後の研究展開に大きな影響を及ぼしたはずである。

だが、彼の活動は、ほどなくして停滞を余儀なくされる。1951 年初冬以降肺病のために研究活動を積極的に行なうことが困難となり⁷¹、やがて長野県は小布施にて長期の療養生活に入ったのである⁸¹。前年の研究業績に中絶が目立つことの大きな理由もそこにあろう。1952 年に執筆された論稿の重だったものは記念論文集に寄せられた2本(1952a/1952b。いずれも口述筆記によるものという⁹¹)と、執筆時期に比して刊行が遅れたとおぼしき「科学としての法律学」(1953b)のみであり^{10/11}、続く1953 年も、秋以降に至って、後に「家庭の法律」(1955c)としてまとめられる雑誌連載¹²¹を開始する程度であって¹³¹、研究活動が再開されるのは1954 年になってからである。

1954年早々から、川島は、自らが当事者の一人となって、著名な「法解釈論争」に参加することとなり、座談会およびシンポジウムへの参加という

^{7) 1952}a: 403 は「昨年 [= 1951 年] 12 月発病以来医師から安静を命じられている」と述べる(関連して1957 / 1971: (3) 70 も参照。管見のかぎりでは、時期を特定できる1951 年中の川島の活動の終尾は座談会(1952a)(1951 年 11 月 25 日開催)である)。その後は、1951 年のうちに参画していた日本人文科学会実施の共同研究「社会的緊張の研究」との関係で1952 年 1 月に開催されたシンポジウム(尾高1953)にも参加していないようであり(日本人文科学会(1953)参照)、また、1951 年に実施された「新法下における相続実態の調査」との関係でも――川島は調査票設計などに関与したうえで、1951 年 11 月の私法学会での報告を分担しているが――1952 年に報告が活字化された際には執筆者が加藤一郎に代わっている(中川善之助ほか(1952): 25-27 および記事(1951): 76 参照。相続実態調査への川島自身による言及として、調査開始時期について不正確な内容だが、[1971-1976] 1978: 231 がある)。

⁸⁾ 小布施での療養中の生活について川島自身が語るものとして 1971: (3) 70-71 / [1971-1976] 1978: 247-249 があり (ただし、いずれにおいても「科学としての法律学」執筆に関する経緯をめぐって不正確な情報が含まれていると思われることについては、高橋 (近刊 b) 註 13 参照)、またあわせて広中 [1993] (1996): 111-114 を参照。

⁹⁾ ただしこのうち、「企業の法人格」において、「ことば的技術」という・川島の重要な理論装置が(おそらく)初めて活字となって現われている(1952b: 190)ことには注意を促しておきたい。

形で積極的に発言を行なっている(座談会 1954a /シンポジウム 1954 /シンポジウム 1955)。とはいえこの年には 1951 年までの旺盛な研究活動への復帰を果たしたとまでは言いえず、啓蒙的色彩の強い過去の論稿の集彙(1954a)と小文とが目立つ中、本格的な著作としては、日本における婚姻をめぐる高水準の社会学的分析たる『結婚』(1954c)¹⁴⁾と身分階層制的社会構造をめぐる緻密な理論的探索である「農村の身分階層制」(1954d) とを見いだしうるにと

^{10) 1953}b は稿末に、1952年6月の時点での附記として「本稿完成前に私 [=川島] が病気となったため、十分に手を加えることができずに発表しなければならなくなった」という記述を伴う。収録書の刊行時期からすると「1953年」の誤植の可能性があるが、収録書「はしがき」(大河内一男執筆)に「はじめ本書のそれぞれの部分が執筆されてから、かなりな時が経過している」とあり、また、1953年夏にまで及んだという療養中の時期に川島が「科学としての法律学」に見られる凝集した叙述を形にしえたとは考えがたいことから、附記の記載は正しいものと判断した。

¹¹⁾ なお、この年の5月頃に川島は、それ以前から関心を寄せていた建設事業関連の研究組織たる建設調査会の初代会長に就任しており(1952c およびそれを掲載する「建設総合研究」1巻1号参照)、また、秋には、かねてから共同での翻訳作業を進めていたエールリッヒ「法社会学の基礎理論」の冒頭四半分にかかる邦訳を公刊している(エールリッヒ [1913] (1952))。

^{12) 「}婦人之友」47巻9号 (1953年9月号) から連載が始まった「わたくしたちの法律」(「私たちの法律」という表記もあり) がそれにあたる (体裁から判断するに、口述筆記をもとにしたものである可能性がある)。関連して、1953年秋から医師から軽作業を許されるようになった旨を記す 1954a: はしがき/1954c: 233 も参照。

¹³⁾ なお、1951bに加筆を施した 1953a もこの年秋に刊行されているが、「思想の科学」に直結する研究業額としてまとまったものの最後がこれのようである。「思想の科学」への川島のコミットメントは 1955 年頃までにはごく弱いものになっていたと思われ(思想の科学研究会 1982 によれば、1954 年 8 月の時点で川島は同会評議員である(同:62)が、翌年春に報じられた会運営をめぐる麓関事件を経た 55 年 7 月の改選時には評議員に選出されない)、特に 55 年 8 月の川島の書信(同:144 に掲載)は会との決定的な断絶を感じさせる(麓開問題との関連でなされるべき対応として川島が主張したのは、会の解散であった)。

¹⁴⁾ 回復してから沓き下ろされたものではなく、執筆がある程度長期に亘ったようである (1954c: 233)。同費に関連して後出註 37) も参照。

¹⁵⁾ 法解釈論争の文脈で広く読まれることとなった「法律への不信」(1954f) の執筆はこの年であるが、専門性の高い内容のものではない。また、志摩における村落・婚姻構造をめぐるフィールドワーク (1954b) は今日なお貴重な知見を提供する重要な研究であるけれど、旧稿だと考えられることは前稿で述べた (高橋 (2014):44 (註66))。なお、エールリッヒ [1913] (1952) の改訳版であるエールリッヒ [1913] (1955) の「はしがき」も54年の執筆となっている。

どまる¹⁵。ただしこの年に入会慣行調査という形で慣習法にかかわる共同研究が開始されたことは、結果として、その後の川島の研究にいっそうの広がりを与える重要な契機となった¹⁶。

彼が再び健筆を揮うに至るのは 1955 年のことで、この年に川島の歴史社会学的業績の代表の一つ「イデオロギーとしての家族制度」(1955b)、1952年に創刊されていた「ジュリスト」誌への最初の寄稿となった「家族制度の復活」(1955a、執筆は 54 年中であろう)などの専門的論文に加えて、久々に判例を素材とした分析を展開した「人身売買契約の法的効力」(1955d。これは明白に 1951a の続編として執筆されている)・「前借金無効の判決について」(1955f)が現われており、また、法学方法論にかかわる 2 本の論稿をまとめた「科学としての法律学」(1955e)も刊行されている。川島の関心がこの時期に(方法論を含む)法解釈学へと向かっていたことが示唆されよう。さらに、市民を主たる読者として想定した単行む「家庭の法律」(1955c)・「日本の社会と生活意識」(1955g。同時は 1954a の再編集版という趣を有する)がまとめられるとともに、後に「結婚の理想と現実」(1956)として一書をなすことになる連載も現われていて「活力、この年の川島の活動は法解釈学・法学方法論・法社会学・市民的啓蒙と多岐に亘ったのだった「80。

では、このような5年の間に、川島はどのような変化を遂げ、また、何を 維持し続けたのか? 次節で引き続き検討しよう。

3 川島武宜の転換と一貫

(1) 国家法への転回と懐疑

「権利の体系」(1951j)¹⁹は、六本佳平が夙に指摘するように、川島の視座の変化を示すという点で、彼の著作のうちで一つの画期をなす(六本(1993):36)。そのうえで、その視座の変化がどのようなものであったかにつ

^{16) 1983: 316-319} および牧野研究会 (1955): 1-2 参照。これに関連するものとして対談 (1954) もある。

¹⁷⁾ 掲載は『婦人公論』誌で、連載開始は1955年1月号。

¹⁸⁾ しかし、この年に川島はまたもや病難に襲われたらしい。疑われた病名は皮膚がんであったが、手術の結果疑いが暗れたという(座談会(1955):1)。当時の川島の健雄とは、病疾と背中合わせに展開されたものであった。

いてはさまざまな捉え方が可能であるが、筆者は次の点を重視したい。すな わち、市民へのまなざしから法へのまなざしへ、そして、国家法への信頼か ら国家法への懐疑へ、という二重の転換である。そのことを、終戦直後の代 表作の一つ「遵法精神の精神的および社会的構造」(1946) との比較を手が かりに説明しよう。

「権利の体系」は次の印象的な一節で始まる:「現代の私法を構成する基本 的な要素は、権利である」。実のところ、同様の理解は「遵法精神の精神的 および社会的構造」でも示されているのであって、たとえばそこでは「近代 法は「権利義務」の総体であるといはれ、あるひはまた近代法は権利本意で あるといはれ | ると述べられていた (1946:(1)5)。それにもかかわらず、 両者の問題関心は明らかに異なる。すなわち、「遵法精神の精神的および社 会的構造」で川島が明らかにしようとしたのは、第一次的には、国家法遵守 という行為の基礎にある・各行為主体(国民)の精神構造とそれをもたらす 社会構造とであった。換言すれば、そこで検討されたのは社会秩序のありか たであって、(秩序の成立の帰結として遵守されることとなる) 法のありかたでは ない (六本 (2007): 246-250)。それに対して、「権利の体系」では、行為主体 の精神構造・社会構造は――それらもまた論じられてはいるものの――後景 に退き、(近代) 法の抽象的な性質自体が論究の対象になるのである。

では、なぜこの時期にそのような・市民がなす社会関係への注目から法、 それも近代法の「秩序原理 | (六本(1993): 38-39) への注目へという変化が 生じたのか? その一つの重要な契機は、法社会学論争であったはずであ る物。そしてまた、川島自身の志向の重点の法解釈学への移行(高橋 (2014): 32-33) も、関係していたかもしれない。しかしそのような学問的な 背景と並んで、社会的な契機もそこには存在していたと、筆者は考える。

1950年前半までの川島の法-社会理解21、そしてそれに基づき彼の目に見

^{19) 1950}年11月の私法学会での講演「権利の社会的基礎」を基礎としたものと思われる(高橋 (2014): 28-29) が、稿末に 1951 年 9 月脱稿の旨が明記されており、千葉 (1996): 464 の記述 一東京都立大学で開催された法社会学の連続セミナーの一環として、近い時期に川島が「権利 意識についての法社会学的考察」と題する講義を行なった、という――と重ね合わせるならば、 川島は「権利」を基軸とした法社会学的考察の綱領の完成を目指して、1950年秋の講演以後も 内容を精錬していったのであろう。これに関連して註20)も参照。

44 [法理論

えていた日本の法-社会の将来とは、資本制的な生産様式の浸透とそれに伴

21) 1950年の時点での川島の法-社会理解を [1949] 1950a などを手がかりにまとめるならば、次のようになる:国家法の内容・性質を規定するものは社会(すなわち諸個人間の)関係のありかたであり、「生きる法」こそが国家法の基礎にある。その意味で、国家法は社会構成員の意識に確固たる基盤を有するし、また、その反射として、国家法は遵守実現されねばならず・またされうるものである。そして、社会関係のあり方をさらに基底的に定めるのは、生産関係・商品交換のありかたであって、それは歴史的必然性のもとに展開するものである。もちろんそこでの「歴史的必然」とは、個々の社会構成員に自由な行為の余地がないということを意味しない(1949年頃までの川島においてはむしろ、「自由」が近代的社会関係を特徴づける鍵概念である)。しかし、その歴史的必然は、自由な諸個人の間の協働と対抗という社会過程を貫徹し、その対抗の相で生じるのは政治権力と市民との間の関争である、と。

なお、最後の点との関係で、この時期の川島は、法の生成をめぐる社会的動態に対する関心を 正面に押し出していたと、筆者は考える(それはやがて、一方では法学方法論へ、他方では歴史 的過程の探求へと分裂的に収斂し、目立たなくなったように思われるのだが)。そして、こうし た社会的諸力が生み出すダイナミックな過程への関心は、広中俊雄の「法過程論」に接続すると 考えられないか? このことに関連して、佐藤(2015):19を参照(筆者は、広中と(ある特定 の時点での)川島との接続可能性を佐藤岩夫よりも強く意識しているようである)。

²⁰⁾ 川島の代表作の一つ「法社会学における法の存在構造」([1949] 1950a) には権利・義務関係 という論点は出てくることがなく、また同年の「封建的契約とその解体」([1949] 1950b) にお いても――主題の性質上、「権利」が論点化はされるものの――(近代)法を権利・義務の体系 として捉える、という視点は現われない。それに対して、1949年末に執筆されたはずの小文に おいては川島は、「法は、単なる命令、単なる強制ではなく、主体性において在る者に対する命 令・強制である。……この意味での法は、本来的に主体者と主体者との間の対抗関係である。 「権利」・「義務」というカテゴリーは、主体者の間の対抗関係においてのみ存在し得る! そう して、「権利」・「義務」こそは、市民社会における法をして法たらしめる本質的なカテゴリーで ある」(1950:24) と述べ、さらに、1951d:155 において「恐らく、「生ける法」の法的性質は、 政治権力の sanction の有無にではなく、社会規範関係が「権利・義務」のカテゴリーで構成さ れているかどうかという点に、求めらるべきであろう。この問題は、そもそも「権利・義務」と いうカテゴリーがどのようなものであるか、特にその現実の社会関係がどのような構造のもので あるか、という問題へと導く」という重要な主張を行なうに至る。それ以前には遵守される対象 として所与のものであった「法」が、今や、その成立基盤如何を問われる形象として・探索の対 象となりはじめるのである(なお、1951d の執筆は 1950 年 9 月、すなわち私法学会での「権利 の社会的基礎」の報告の直前である)。もとより、この時点での川島の関心はなお、法のありか たそのものというよりは、社会関係のありかたにある。しかし同時にこの時点において「法」の 法たる所以(「法的性質」)が「権利・義務」のカテゴリーとして構成され、川島の関心が(法と は何か〉という・法社会学論争の提起した重要問題に接近していることは疑いえない(1951d: 155 (註 19) では、論争の文脈において、杉之原舜一からの批判への言及もある)。

う封建的社会構造の解体とに伴い、近代法の国家法として顕現と(観念的な 法規上のみならず、社会構成員の行為の平面での) 実現とが帰結する、という像 であっただろう。そこには、資本制社会における国家法の理想像に対する信 頼があり、かつ、そのような理想的国家法の現実的妥当(すなわち市民の遵法 精神に支えられた自発的遵守)の達成への予期が、単なる希望的観測としてで はなく「科学」的な認識として、伴っていた。そして、新憲法の制定と、そ れに伴う諸法令の改廃は、ある時期までは川島の見通しの正しさを支持する ものと思えたはずである。

しかしやがて、社会の現実は川島の見通しから隔たったものとして推移す るようになる。第1に、国家法遵守を生み出す市民的・社会的基盤の漸次的 成立という発展論的枠組みを疑問に附すような社会状況が現出した。印象的 な例を挙げるなら、1950年に行なわれた新聞各紙の世論調査によれば、新 憲法第9条の存在にもかかわらず、再軍備への賛成意見は過半数を超え た20。そこに遵法精神の社会構造的基盤の進展を見いだすことは、相当楽観 的でないかぎりは難しいだろう。より一般的にも、冷戦や講和問題、パージ などに対する市民の意見(そして、その基礎をなす価値観)は千々に分裂して いたといってよく、さすれば〈国家法であれば、それが国家法であるという ことを以て、守る〉という市民の態度を広く見出すことは全く容易でなかっ た。要するに、市民の態度が国家法遵守の方向に向かっているとはおよそ見 えず、現実の社会関係そして「生きる法」が国家法の基盤である、と信じる ことが困難となりつつあった20のが、この時期なのである。第2に、国家法 のありかた自体が近代法の理念から遠ざかるものとなる、そのような動きが

²²⁾ 松尾 (1993): 156 参照。そこで言及された朝日新聞(東京版)1950 年 11 月 15 日朝刊によれ ば、「ある人たちはわが国は軍隊をつくるべきだといっていますが、あなたはこの意見に賛成で すか、反対ですか。――「軍隊」というのは日本を侵略から守る軍隊のことで、警察予備隊や海 上保安隊とはちがいます。」という問いに対して、「賛成」53.7 %・「反対」27.6 %・「わからな い」18.6 %という回答であり、同じく毎日新聞 1951 年 1 月 3 日朝刊によれば「罇和後の日本の 事場が問題になっています。あなたは次のどれをのぞみますか。」という問いに対して「十分な **軍備を持つ」23.2%・「ある程度の軍備をもつ」42.6%・「現在のままでよい」16.5%・「わから** ない」15.0 %・「その他」「無回答」計 2.7 %となっている。後者の記事はいう:「惨烈な戦禍か ら啓示を受けて自ら定めた戦争放棄の憲法はわずか4年間の夢でしかなかったのであろうか」 と。この調査結果をもし見ていたならば、川島もまた同様に慨嘆したのではなかったか。

顕著となってきた²⁴⁾。いわゆる「悪法」論が法学界で展開された²⁵⁾のはその一つの結果であり、また、そうした状況のもと、川島自身が次第に国家法への懐疑を認識せざるをえなくなったことは、やや後の論稿ではあるが「法律への不信」という表題(1954f)が自ずと示していよう。

それらを眼前にして、川島は 1951 年頃から、社会関係を議論の出発点に 据えるのではなく、むしろ法のありかたを問うという方向に向かい、しかも その際に検討の対象とする「法」として、個々の具体的な国家実定法ではな く、一般的・抽象的な「近代法」を設定する、という途を探り始めたのでは ないか²⁶⁾--- 51 年春に刊行された『法律は何のためにあるか』のなかでは 川島は、一方では権利・義務関係に関する社会学的説明の導入を試みつつ も、他方ではカントを引証して〈「法律は我々の自由のためにある」のであ って「法律……を自分の自由意思で守るような人間をつくらねばならな い!〉と訴えた(1951c:67)。かねてからの「遵法精神! 論に行論の支柱た る位置づけが与えられているわけである。しかし同稿を1954年初めに別書 へ収録する際、川島は当該部分を、〈「法律を理解する一番の根本の鍵は、権 利義務ということなので」あって「日本の民主主義や、われわれの幸福は ……「法律について知るかどうか、権利義務の観念を理解するかどうか」に かかっている) (1954a: 8-10) と、書き改める。その頃には川島はもはや、 市民が国家法遵守の意識を自発的に抱くようになるということを・日本社会 の民主化にとって最も重要な基盤として措定しないし、また、国家法一般が 人の自由のためにあるものだという前提も採用しえなかったのである^{27/28)}。

^{23) 1954}年の時点で、川島は次のように述べる:「農村へ行ってみるとよく分かりますが、…… 一般大衆の情勢認識の足りなさ或は誤りということです。……農民は、再軍備には反対だが自由 党は支持する、というような考え方を平気でするようになってしまっている。非常に簡単な、し かも根本的なところで、認識の不足や誤解があるのです」(座談会(1954b):89-90)。

²⁴⁾ 後出註 31) で略述する憲法改正問題の推移が、その状況の一端を示すであろう。

²⁵⁾ 服部 (2012) を初めとする服部寛の一連の研究は、当時の「悪法」論議が有する法解釈方法 論展開史上の意義を強調する。

²⁶⁾ 川島が自己と社会との間に設定する距離が、1948年頃から変化し初め、1950年末の時点ではかなり遠いものとなっていたように思われることは高橋(2014):36でも指摘した。本文で示したのは、そのような変化の・法-社会理論的展開の面での帰結だということになる。

(2) 憲法改正問題への関与と自制

それではその時期に川島は、社会との接触面ではどのような言論を示したか? 当時の法・法学が社会との関係で強い結びつきを見せた多くの問題²⁹⁾ のなかで疑いなく最も重大なものの一つだった憲法改正問題に注目するとき³⁰⁾、当時の川島のアプローチの特徴が浮かび上がる³¹⁾。彼は、いわゆる「家」制度復活の動き(すなわち憲法 24 条改正の動き)への対抗に、自己のコミットメントを集中させたのである。すなわち、憲法改正問題に直接かかわ

²⁷⁾ それぞれの結尾の部分でもそのような沓き改めが見受けられる(1951c:71と1954a:77を 比較せよ)。

²⁸⁾ もちろん「市民へのまなざしから法へのまなざしへ/国家法への信頼から国家法への懐疑へ」という二重の転換は、法の意義をめぐる強度の緊張関係を包含する。そして、その緊張への応接の要請が、ほどなくして川島における法学方法論への傾倒を導く重要なきっかけとなったのではないか、と筆者は考える。川島の「法解釈論争」へのかかわり(前出註8/9/10/15の記述もそれに関連する)については高橋(近刊b)を参照。

²⁹⁾ これに関連する叙述は極めて多いが、ここでは基礎的な資料として年表である久保田 (1978):301-307 のみを挙げておく。筆者も近時、この時期の著名な法律事件の一つである「吹田黙韓事件」を手がかりに若干の検討を行なう機会を得た(高橋(近刊a))。

³⁰⁾ 当時の憲法改正問題の推移と内容とをめぐる同時代的な概観として、芦部 [1956] (1983) および同:218 (註4) に掲げられた文献を参照。

^{31) 1951} 年から 1954 年までの憲法改正をめぐる動きの概略を示すならば次の通り:51 年年頭の マッカーサー元帥声明で再武装の必要性が示唆され、初夏までに(単独)講和への道のりがはっ きりし、そして9月には平和条約および日米安全保障条約の調印がなされることとなる。翌 52 年2月に日米行政協定調印、3月には時の吉田茂首相が9条は自衛のための戦力の保持を禁じた ものではないという趣旨の発言を行なう (後に訂正)。4 月末に平和条約発効。そうして「憲法 改正が、やかましく論議されるようになったのは、主として、占領がおわってからである」(宮 沢ほか 1956: はしがき 2)。10 月に保安隊創設。1953 年に至ると、7 月には日米間でMSA協定 に関する交渉が始まり、11 月に来日した当時のニクソン副大統領が〈1946 年に米国は誤りを犯 した〉と演説で述べる(これは、日本の非武装化のことを指していると理解された)。12月に は、憲法改正問題の諸論点をまとめた調査資料を内閣法制局が作成していることが報じられた。 そして、翌 54 年になると、2 月に憲法擁護国民連合が結成される一方で、3 月 8 日にMSA協定 調印、その数日後に自由党が憲法調査会を発足させ、4 月には改進党が憲法調査会を始動させ る。両憲法調査会の検討は急速に進み、いずれも9月には全面改正の方針を決定した後、改進党 憲法調査会はただちに「憲法改正の問題点」を公表、自由党憲法調査会は 11 月 5 日に「日本国 憲法改正案要綱」等を公表するに至った。同年7月には自衛隊が設立されている(続く 1955 年 の動きも激しいが、本稿の叙述との関連性は強くなく、芦部 [1956] (1983): 234 以下に譲る)。

る川島の論稿は「憲法の破壊――家族制度復活をめぐる諸問題」(1954e)・「家族制度の復活」(1955a。掲載誌は「憲法改正問題」特集号)と・問題に触発されて執筆された「イデオロギーとしての家族制度」(1955b) とであり、また、座談会への参加として「憲法改正の論拠を衝く」(座談会 (1956)32) があるが、表題のみから既に明白な前三者のみならず、戒能通孝の司会のもと行なわれた最後のものにおいても――企画の性質上いくつかの論点にかかわる発言を行なってはいるものの――主たる発言は家族制度をめぐる事柄(同:105-114)に集中している330。川島の啓蒙的諸活動が1954年頃以降再び活発となることは先に述べたとおりだが、それらで取り上げられている主題も家族制度論ばかりである (1986:332-333 参照)。

このことは、考えようによっては、奇妙に思われる。なぜなら、1950年代前半の憲法改正論議とは、なんといっても9条改正/再軍備の問題を軸に進められたものであったから。なるほど、或る時期以降全面改正論が高唱され、それに伴ってさまざまな論点が提示はされた。しかしなお、「憲法改正論は、まず再軍備論として生まれ」(宮沢ほか(1956):はしがき3)、1953年頃までの時点では「再軍備問題に重点が集約され」(芦部[1956](1983):224)、そして、MSA協定調印・自衛隊設立後に至って「実質的な「再軍備宣言」と憲法との矛盾[が]、必然的に憲法改正による公的な規範化にみちびかざるをえないことが明らかとなる」(同:228)、その過程こそが当時の憲法改正問題をめぐる経過であった。それにもかかわらず、川島は、ごく例外的にしか9条の問題に言及することはなく³¹)、主たるトポスを24条問題に見いだそうとしたのである。

^{32) 1986} に不掲載。

³³⁾ さらに、憲法問題にかかわる(時期的にやや遅れる)座談会への参加として「生活のなかの 憲法」(座談会(1957))があるが、ここでの川島の発言ももっぱら、家族制度の問題と日常的な 権利主張の必要性とにのみかかわる。

^{34) 「}法律への不信」(1954f) は冒頭で9条の問題に言及するが、方法論をめぐる検討への導入という位置づけに過ぎないように見え、他方終盤での言及(同:71) は「再軍偏はおろか潜在的の戦力すら、憲法違反であることは、憲法の解釈として疑の余地がない」と断言するのみで、川島自身の表現でいうところの「価値体系」を説明しようとすらせず、これでは9条をめぐる解釈論をめぐる生産的な議論への参加を志向しているとは言い難い。

これにはもとより川島なりの積極的な根拠があっただろう。川島の当時の理解では、「家族制度の問題は実に憲法の根本にかかわる大問題」(1954e: 24)であった。川島は当時、家族制度復活論を単なる政治的な動きとして捉えてはおらず、家族制度が政治的過程の帰結として実際に日本社会のなかで復活する可能性を切実に想定していたのである³⁵⁾。だからこそ、「形成されつつある体制の法的分析と批判という課題」(利谷(1997):38)への応接として、川島は家族制度の問題に集中的に取り組んだ。また、民法学者としての自制もあったかもしれない。そしてさらに、前節で示した川島の視座の転換も与っていたはずである。いまや社会構造論から出発しようとしない川島にとって、近代法の構造論から戦争放棄の法的根拠を導くことは容易ではなかったろう³⁶⁽³⁷⁾。

しかし、かつては軍国主義と先輩世代の知識人への痛烈な批判を青年文化会議の創立宣言のなかに織り込み(高橋(2014):44(註64))、平和問題に関する討議と・それに引き続く平和問題談話会への積極的参加も行なった³⁸⁾彼が、まさに再軍備の問題が政治的にも社会的にもまた国際的にも喫緊かつ切実なものとして眼前に迫ってきたそのときに、自己の論陣を家族制度問題のみに設定したとすれば、そこには強い自覚、いや、覚悟が伴っていたと考えるのが自然であろう。そしてそのようないわば「自己抑制」は、川島のその

³⁵⁾ この点をめぐって広中 [2004] (2007) が提供する情報は貴重である。関連して座談会 (1954b): 97での川島の発言も参照。

³⁶⁾ この文脈で我々はもちろん広中俊雄の名を想起しなければならない(広中(2005)[2007])。 しかし同時に、「人間の尊厳」を基盤として戦争放棄の法的根拠の理論的・思想的基盤を築く広中の議論が、川島の〈市民社会-法〉論の批判的検討の帰結である、ということにもあわせて注目する必要がある(これに関連して広渡[2006](2009):245-263も参照)。

³⁷⁾ なお、この憲法9条の問題への消極的関与とも関連して、その頃の川島にマルキシズムからの離隔を感じとった読者は当時から多かったはずであるし、また、それは現に生じていたと考えるべきだろう。たとえば、1954c: 223 からはマルクス主義的理論構成への強い依拠が読み取れるが、刊行が同時期でかつ共通する問題を念頭に置いて記されたはずの1954a: 214-215 では既に論調が異なる。関連する当時の川島自身の発育として、シンポジウム(1954): 89 参照。

³⁸⁾ 高橋 (2014): 26。なお、1954年10月に開催された平和問題談話会法律政治部会の討論にも 川島は参加しているが、その記録の一部である座談会(1954b)を読む限り、そこでの川島は議 論の周縁に位置しているように感じられる。

後の自身の活動と法社会学の展開の射程とを、強く規定することになったと 筆者には思われるのである³⁹⁾。1956 年以降憲法問題研究会と憲法調査会と を主たる舞台としながら法学者——川島の同世代のもののみならず、上の世 代にあたる我妻栄・中川善之助・宮沢俊義らを含む——を主役として憲法問 題をめぐる積極的論争が展開される(邱(2014))ことになるにもかかわら ず、川島はもはやそれに参画しようとはしなかった。

4 おわりに

丸山眞男は川島を追悼して、言った:「川島さんにおいては戦後と戦中とは、非常にスムーズに連続していたというのが、私の感じでございます」(丸山 [1994] (1996): 253)。これもまた、川島の一貫を指し示す一つの証言である。ひょっとすると、前節で示そうとした変化も、川島自身によっては大きなものとは捉えられていなかったかもしれない。近代法を権利・義務のシステムと捉えるというステイトメントは本文で示したように早くから現われていた⁴⁰のだし、また、「家」制度の根絶こそが民主化の鍵だ、という発想自体は明らかに戦後の川島を通底するものである⁴¹のだから。

しかし筆者は次のように考える。戦中から戦後を「またぎ越した」思索者 たちはしばしば、むしろ戦後まもなくしてから、自己の思想と実践との基盤 を問い直す必要に迫られることとなった⁴²。1950年代前半に川島において 生じたのも、そのような意味での重要な「転換」であった、と。そうして、

³⁹⁾ ただし直ちに附言すべきは、1955年前後の状況に重ね合わせるならばこのことを川島個人の 事柄として捉えるのは十分ではない、ということである。川島を結節点とする法学者のネットワ ーク、とりわけ川島の影響を強く受けた年少の法学者たちとのかかわり(いわゆる「川島シュー レ」)を視野に収めつつ検討を進めることが必要であろう。前出註 36/37 の記述はその文脈を踏 まえつつ読まれるべきであるし、関連して、「シューレ」の役割にかかわる・「法文化衆事」(国 際背院)第14巻へ寄稿予定の別稿も参看いただきたい。

⁴⁰⁾ 実際に川島は著作集における解題 (1982:410) において、「違法精神の精神的および社会的 構造」(1946) について、「本稿では、権利こそは近代社会の重要な要素であること、またわが国 においては近代的な順法精神ないし法意識が欠けていること……などを何の遠慮もなく言うこと ができたのであった」というように振り返っている。

⁴¹⁾ これに関連して、家族社会学研究の基本的視座の近年にまで至る展開の中に川島の家族制度 批判を位置づける阪井/藤間/本多 (2012) も参照。

その転換とは、一方では川島の理論的展開の自然な帰結であったけれど、ま た同時に、或る時点における川島の自覚的な選択の結果でもあった、という のが本稿で示そうとしたことである――そのような川島の転換と一貫とを分 節化することによってこそ、現在に至るまで日本の法社会学のあり方に影響 を及ぼし続ける川島の、その遺産をめぐる貸借対照表を完成できるはずだと いう考えに導かれつつ。

【文献】

A. 川島武官の業績

- *同年に公表された文献の配列は、できるかぎり発表月順とした。川島が出席 した座談会は、1971 年発表の「私と法律学――ある学究のあゆみ」(1971) 以 外は、煩瑣を避けるため、Bの「座談会 | 中に記してある。
- 1946 「遵法精神の精神的および社会的構造(1)(2) | 法学協会雑誌 64 巻 7 号 1-24 頁 / 64 巻 9 = 10 号 1-29 頁.
- 「1949」1950a 「法社会学における法の存在構造」 【法社会学における法の存在構 造」日本評論社、10-39 頁。
- 「1949」1950b 「封建的契約とその解体」 【法社会学における法の存在構造】 日本 評論社. 183-225 頁.
- 1950 「私の法哲学」法律時報 22 巻 1 号 24-25 頁.
- 1951a 「人身売買の法律関係(1) ---芸娼妓丸抱契約の効力について」法学協会 雑誌 68 巻 7 号 1-14 頁.
- 1951b 「芸者の哲学」中央公論 1951 年 2 月号 151-164 頁「掲載誌目次および論稿 表題頁での執筆者名は「思想の科学研究会」で、151-160頁が川島執筆部 分].
- 1951c 『法律は何のためにあるか』 [郵政省人事部能率課(編)] 社会思想研究会 出版部.

⁴²⁾ 成田(2015)参照。成田龍一が同告で検討の対象とした加藤周一ももちろん戦中から戦後へ の移行をスムーズに行なった (そして戦後しばらくして、自己の思考の再鍛錬を図った) 一人で あり、「またぎ越し」という表現は成田に従う。なお、加藤は立石芳枝・龍彦姉弟を通じての・ 戦中からの川島との親しい知己であった(加藤 [2004] (2009):44-51。これに関連して加藤 (1968):197-198) も参照)。

- 1951d 「エールリッヒの実用法学批判――エールリッヒの法社会学理論の一」法 社会学 1 号 139-155 頁.
- 1951e 【民法講義 第一卷 序説】岩波背店.
- 1951f 【民法 (三)】有斐閣.
- 1951g 「義理」思想 327 号 21-28 頁.
- 1951h 「立身出世」展望 1951 年 9 月号 6-13 頁.
- 1951i 「近代的婚姻の法理――カントの婚姻法理論」『私法の理論――家族・財産・企業 [法哲学四季報9号]』 2-18 頁.
- 1951i 「権利の体系」私法5号32-58頁.
- 1951k 「法学理論——社会学的法律学と法社会学」法律時報 23 巻 11 号 33-38 頁.
- 19511 「私法について」日本放送協会(編) 「NHKラジオテキスト 文化講座」 ラジオ・サービス・センター発行、日本放送出版協会発売、10-15 頁 [ラジオ放送講座受講者向けのレジュメ].
- 1952a 「穂積重遠博士の家族制度観――日本の法律思想史の一断面」末川博/中川善之助/舟橋諄一/我妻栄(編)「穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題」有斐閣,401-426頁.
- 1952b 「企業の法人格」我妻栄/鈴木竹雄(編集代表) 「田中先生還暦記念 商法 の基本問題」有斐閣、183-200 頁。
- 1952c 「発刊のことば」建設総合研究1巻1号1頁.
- 1953a 「芸者の生活信条」思想の科学研究会(編) 『現代人の生態――ある社会学的考察』 講談社、191-218 頁、
- 1953b 「科学としての法律学――法律学を学ぶ人々のために」都留重人・大河内 一男・川島武宜・辻清明『新しく学ぶために』弘文堂、77-168 頁。
- 1954a 「日本人の生活意識」長野県農村文化協会.
- 1954b 「志摩漁村の寝屋婚・つまどい婚について」東洋文化 15=16 号 1-54 頁.
- 1954c 「結婚」岩波傳店。
- 1954d 「農村の身分階層制」小椋広克(編集責任) 「日本資本主義講座 第8巻 戦後日本の政治と経済」岩波沓店,405-433頁.
- 1954e 「憲法の破壊――家族制度復活をめぐる諸問題」改造 35 巻 7 号 24-29 頁.
- 1954f 「法律への不信――法律解釈の客観性について」世界 104 号 62-72, 143 頁.
- 1955a 「家族制度の復活」ジュリスト 73 号 41-47, 40 頁.
- 1955b 「イデオロギーとしての家族制度」世界 111 号 111-123 頁.
- 1955c 『家庭の法律』岩波書店.
- 1955d 「人身売買契約の法的効力」法律時報 27 巻 9 号 72-75 頁.
- 1955e 『科学としての法律学』弘文堂.

- 1955f 「前借金無効の判決について」判例時報 63 号 1-2 頁.
- 1955g 『日本の社会と生活意識』学生社.
- 1956 「結婚の理想と現実」中央公論社.
- 1957 「のどもと過ぎても熱さを忘れるな」保険同人 1957 年 2 月号 11 頁.
- 1971 「私と法律学――ある学究のあゆみ(1)~(4・完)| 法学セミナー 184 号 57-63 頁/同 185 号 80-87 頁/同 186 号 64-73 頁/同 188 号 66-70 頁.
- [1971-1976] 1978 『ある法学者の軌跡』有斐閣.
- 1982 「解題」「川島武宜著作集 第4巻」岩波む店, 403-416 頁.
- 1983 「解題」「川島武宜著作集 第8巻」岩波鸖店, 311-340頁.
- 1986 「著作目録」『川島武宜著作集 第 11 巻』岩波書店, 321-362 頁.

B. その他の文献

- 芦部信喜「1956」(1983)「憲法改正問題の概観|芦部『憲法制定権力』東京大学 出版会. 217-247 頁.
- 淡路剛久(1992)「川島法学へのーアプローチ――「川島法学の全体像」にかえ て | ジュリスト 1013 号 29-41 頁.
- エールリッヒ. オイゲン (川島武宜(訳)) [1913] (1952) 「法社会学の基礎理論 「第一分冊」」 有斐閣.
- エールリッヒ、オイゲン (川島武宜 (訳)) [1913] (1955) 『法社会学の基礎理論 「第一分冊] 「改訳訂正]」 有斐閣.
- 尾高朝雄(1953) 「序|日本人文科学会(1953):14.
- 加藤周一(1968) 『羊の歌――わが回想』岩波沓店.
- 加藤周一 [2004] (2009) 『高原好日―― 20 世紀の思い出から』 筑摩書房.
- 記事(1951)「学会だより」法律時報23巻12号75-79頁.
- 邱静(2014) 「憲法と知識人――憲法問題研究会の軌跡」 岩波背店.
- 久保田穣 (1978) 「昭和法·法学年表 〈戦後〉」 法律時報 50 巻 13 号 296-339 頁.
- 斎藤光(2007)「「男女の交際と礼儀」の基礎研究」京都清華大学紀要 33 号 221-238 頁.
- 阪井裕一郎/藤間公太/本多真隆 (2012) 「戦後日本における (家族主義) 批判の 系譜---家族国家・マイホーム主義・近代家族 | 哲学 128 集 145-177 頁.
- 座談会(1951)「新しい純潔の探求――愛情の社会学」婦人公論 37 巻 3 号 100-114
- 座談会(1952a)「失われつつある幸福と日本人」中央公論 67 巻 1 号 51-65 頁.
- 座談会(1952b)「穂積法学末弘法学の分析と批判 | 法社会学 2 号 53-83 頁.
- 座談会(1954a)「法解釈学の「科学性|| 法律時報26巻4号51-62頁。

- 座談会 (1954b) 「政治指導を生かす力」世界 108 号 87-99 頁.
- 座談会 (1955) 「「人間の歴史」を語る」 『人間の科学』 第3回月報, 1-3頁.
- 座談会(1956)「憲法改正の論拠を衝く 第2部 各改正案の総合検討──自民党 案を中心に」「別冊法律時報 憲法改正」日本評論社,81-154頁.
- 座談会 (1957) 「生活のなかの憲法――われわれはこのように守られている」世界 138号 58-74 頁.
- 座談会 [1964] (1968) 「民主主義法学の回顧と展望」潮見俊隆(編) 「戦後の法学」 日本評論社、1-218 頁.
- 座談会(1992)「川島法学の軌跡」ジュリスト 1013 号 10-28 頁.
- 佐藤岩夫(2015) 「広中俊雄の法社会学研究」法律時報 87 巻 9 号 18-23 頁.
- 思想の科学研究会(編) 1982 【思想の科学 会報 第1巻】 柏背房.
- シンポジウム (1954) 「討論 法の解釈」 『法哲学年報 1954 法の解釈』 69-125 頁.
- シンポジウム (1955) 「法の解釈――科学としての法律学」民主主義科学者協会法律部会(監修)『日本法学の課題と展望』理論社, 45-70 頁.
- 瀬川信久(2010)「川島民法学における法ドグマと科学」法律時報 82 巻 3 号 51-61 頁.
- 対談(1954)「山林における地主所有と共同体」法律時報26巻9号7-14.47頁.
- 高橋裕(2014)「川島武宜の戦後―― 1945 ~ 1950 年」和田仁孝・樫村志郎・阿部 昌樹・船越資晶(編)「法の観察――法と社会の批判的再構築に向けて」法律 文化社、19-52 頁。
- 高橋裕(近刊a)「法廷の暑い夏」和田仁孝・阿部昌樹(編)「新入生のためのリーガルトピック50[仮題]」法律文化社.
- 高橋裕(近刊 b)「戦後日本における法解釈学と法社会学――川島武宜と来栖三郎 における事実と法」法と社会研究1号。
- 千葉正士 (1996) 「法社会学と都立大と石村善助君――あとがきに代えて」宮澤節生・神長百合子 (編集代表) 『法社会学コロキウム』 日本評論社、461-473 頁
- 出口雄一(2013)「戦時・戦後初期の日本の法学についての党事――「戦時法」研究の前提として(1)(2・完)」 桐蔭法学19巻2号121-174頁/20巻1号33-88頁.
- 出口雄一(2015)「「戦後法学」の形成――一九五〇年代の社会状況との関係から」年報日本現代史 20号 37-70 頁。
- 特集(1965)「戦後法学――問題史的回顧と展望」法律時報 37 巻 5 号 4-234 頁.
- 利谷信義(1997)「来栖三郎先生の開講の辞」日本法社会学会創立五〇周年記念事業実行委員会(編)「法社会学への出発」日本法社会学会事務局、38-39 頁。
- 中川善之助ほか(1952)「農家相続実態調査の中間報告」私法7号25-57頁.

成田龍一(2015)『加藤周一を記憶する』講談社.

日本人文科学会(編)(1953)「社会的緊張の研究」有斐閣、

長谷川正安(1976) 『法学論争史』 学陽背房.

服部寛(2012)「1953 -----日独の法律学方法論の転換点とその意義の再検討」松 山大学論集 23 巻 6 号 179-226 頁.

広中俊雄[1993](1996)「川島先生と私」広中『ある手紙のことなど』創文社. 110-116 頁.

広中俊雄 [2004] (2007) 「唄さんのこと――一九五四年の家制度復活論にまつわ る思い出など | 広中(2007):55-78.

広中俊雄 [2005] (2007) 「戦争放棄の思想について ――憲法九条を考える視点 ---主として研究者を念頭に置いた公開講演----」広中(2007):98-124.

広中俊雄(2007) 「戦争放棄の思想についてなど」創文社.

広渡清吾(1986) 「法律からの自由と逃避――ヴァイマル共和制下の私法学」日本 評論社

広渡清吾「2006](2009)「市民社会論のルネッサンスと市民法論」広渡『比較法 社会論」日本評論社、235-270頁、

広渡清吾(2008)「戦後法学と法社会学」法律時報80巻10号70-73頁.

牧野研究会(1955)「牧野の法社会学的研究 第一報 第一分冊(上) 第一編 長野県諏訪郡北山村」牧野研究会.

松尾尊允(1993)『国際国家への出発 [日本の歴史②]』 集英社.

松村良之(1987)「書評 「川島武宜著作集 第三巻」」 法社会学 39 号 180-185 頁.

松村良之(2010)「七○年代の川島法社会学から見えてくるもの」法律時報 82 巻 3号62-66頁。

丸山眞男 [1994] (1996) 「クラシック音楽への関心を通して」 『丸山眞男集 第 15 巻 251-256 頁

宮沢俊義 (ほか) (1956) 「憲法改正」 有斐閣.

吉田克己(2008)「戦後民事法学の展開と法律時報 | 法律時報 80 巻 10 号 78-82 頁.

六本佳平(1993)「戦後川島法社会学の遺産」法律時報65巻1号3540頁.

六本佳平(2007)「末弘法社会学の視座――戦後法社会学との対比」六本佳平・吉 田勇(編) 「末弘厳太郎と日本の法社会学」 東京大学出版会、233-265 頁。

(たかはし・ひろし 神戸大学大学院法学研究科教授)